

日本 AEM 学会奨励賞規程

第1章 総則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会奨励賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、その内容が研究としての完成度に拘わらず、新規性や独創性があり、また新しい学術分野の展開や社会的に有意義な装置・機器の開発につながる研究と認められる論文の著者に対し、学術研究を奨励し、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。
- 第3条 受賞候補者は、審査対象論文の筆頭者であって、論文受付日において満35歳以下である日本 AEM 学会会員である者とする。
- 第4条 本賞は、同一年度に同一論文に対して、本会のその他の賞と重複して贈賞しない。
- 第5条 本賞の審査対象論文は、前年の7月1日以降6月30日までに発行された日本 AEM 学会誌と日本 AEM 学会が主催した主要な会議に発表された論文とする。
2. ただし、自薦・他薦による推薦は過去2年間に発表された論文までを対象とする。
- 第6条 贈賞は、原則として毎年5名以内とする。
- 第7条 贈賞に値する論文がないときは、その年度に贈賞しない。
- 第8条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

第2章 審査委員会

- 第9条 本会に、日本 AEM 学会論文賞および日本 AEM 学会著作賞ならびに日本 AEM 学会技術賞、日本 AEM 学会奨励賞、日本 AEM 学会谷順二賞の審査を行う5賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第10条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。
- 第11条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の推薦により、会長が委嘱する。
- 第12条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第13条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。
2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第14条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会論文賞・日本 AEM 学会著作賞・日本 AEM 学会技術賞・日本 AEM 学会奨励賞・日本 AEM 学会谷順二賞 審査要領による。
- 第15条 審査委員会委員長は、毎年9月または10月の理事会に審査結果を報告する。

第3章 受賞者の決定

- 第16条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

第4章 表彰

- 第17条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。
- 第18条 賞は、賞状および賞牌とする。

2013年12月2日 理事会承認

以上